

高齢者福祉施設長  
各 様  
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言の発令（令和 3 年 4 月 23 日）等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、4 月 5 日から 5 月 5 日までを「まん延防止等重点措置実施期間」として、まん延防止等重点措置を実施してきたところですが、依然として新規感染者数は拡大傾向にあり、医療体制も危機的状況にあることから、本日（4 月 23 日）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づき、本県を含む 4 都府県に対して、令和 3 年 4 月 25 日から令和 3 年 5 月 11 日までを期間とする緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、下記にも御留意の上、引き続き、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施、継続をお願いいたします。

各高齢者福祉施設、介護サービス事業者の皆様におかれましては、昨年 of 新型コロナウイルス感染症の発生以降、長期に渡って緊張感が続く業務が継続し、身体的・精神的な負担も大きい中で、これまでも懸命な感染拡大防止の取組を実施いただいていると認識しています。現状、医療体制が既に危機的状況にある中で、高齢者施設等でクラスターが発生するとその影響も甚大となりますので、既に懸命な努力をいただいている中での重ねてのお願いとなりますが、御容赦・御理解賜りますようお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言期間中の事業の実施等

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（※）に基づき、緊急事態宣言期間中においても、引き続き、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施、継続をお願いいたします。

※兵庫県対処方針掲載 URL

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

## 2 高齢者施設等内感染対策の徹底について

本日（23日）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、**別添1**のとおり高齢者施設等内感染対策の徹底を図ることとされましたので、主に以下の点に御留意いただき、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

### (1) 感染防止対策の徹底

- ① 施設等における具体的な場面での留意事項については、「介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について」（令和3年3月9日付け厚生労働省事務連絡）等により共有しているところですが、今般、**別添2**のとおり、本資料を参考とした確認項目リストを作成していますので、**本リストに記載の項目が実践できているかどうかを確認いただき、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。**
- ② 特に「ウイルスを施設等に持ち込まない」観点から、これまで、職員に発熱等の症状がある場合の出勤停止等の徹底をお願いしていますが、これに加え、**職員自身は無症状であっても、同居の家族等に発熱等の症状がある方や濃厚接触者に該当する等により感染の可能性があるとしてPCR検査を受けている方がいる場合などには、出勤の自粛をいただきますようお願いいたします。**

※ 「ウイルスを家庭外に広げない」行動の重要性等については、『知事メッセージ「第4波急拡大 感染防止緊急要請」の送付について』（4月16日付け高齢政策課事務連絡）も参照ください。

### (2) 感染等が疑われる事案が発生した場合の初動対応の徹底

- ① 施設等で感染疑いの方が発生した場合の初動対応等（フロー）については、『「まん延防止等重点措置」の実施に伴う感染拡大防止の取組の徹底等について』（令和3年4月5日付け高齢政策課長通知）等でお示ししているとおりにありますが、施設等内での感染等が疑われる事案が発生した場合には指定権者等の関係者に連絡いただくことが必要ですので、このような場合には、**管轄健康福祉事務所・保健所に速やかに連絡し、その指示に従っていただきますようお願いいたします。**
- ② 本県では、専門家派遣や看護協会と連携した感染管理認定看護師等の派遣による初動体制構築支援を実施しています。この専門家派遣等による直近の指摘事項を**別添3**のとおり概要にまとめています。**あらかじめ参照いただき、施設等での準備をいただきますようお願いいたします。**

※ 以前共有した事例については、「新型コロナウイルス感染症の感染対策に係るチェックリストを活用した取組等の推進について（周知）」（令和2年12月4日付け高齢政策課長通知）を参照ください。

## (参考) 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

### 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

#### 4 社会福祉施設

##### (1) 高齢者施設、障害者施設等

###### ①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

###### ②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底することを要請する。

###### ③施設への支援

- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
  - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等  
感染者1人あたり25万円
- 訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
  - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp